

高齢者福祉サービスのご案内

平成23年度に事業を見直しし、新たに2事業を開始いたします。各サービスを希望される方は申請書をご提出ください。サービスによっては訪問調査を行い審査のうえ決定されます。

申・問／長寿はつらつ課 内2632～4 ☎463-1921

新規事業

乳酸飲料配付サービス

75歳以上のひとり暮らし高齢者に対し乳酸飲料を直接手渡し、声かけすることにより、安否を確認します。

対象者／介護保険のサービスを利用していない75歳以上のひとり暮らし等の方で、朝霞市内に子が在住していない方

利用者負担／無料

利用回数／週3日以内

新規事業

新聞販売店による見守り活動事業

朝霞市新聞販売同業組合と協力して高齢者の新聞販売店による見守り活動を開始します。

見守りサービス申込者に対して、新聞が3日分溜まるなど、異変を感じた場合に、市職員等による訪問調査を行います。

また、緊急事態と判断した場合は、警察署等適切な機関に通報します。

対象／配達により新聞を購読している方で、65歳以上の単身高齢者または高齢者のみの世帯

見直された事業

理髪美容サービス

ひとり暮らしの65歳以上の方で住民税が非課税の方に理髪美容券を配布いたします。

利用限度／1,000円の理髪美容券を年6枚配布いたします。

※昨年までは3,000円の理髪美容券を年間4枚配布していましたが、今年度から1,000円の理髪美容券を年間6枚に変更させていただきました。



見直された事業

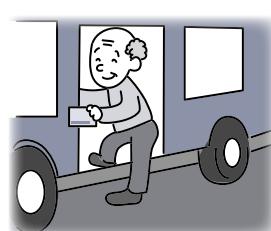
バス・鉄道共通カードの交付

高齢者の外出支援を目的としてバス・鉄道共通カードの給付を行います。

対象者／平成24年3月31日

現在で70歳以上の方
引換方法／引換券を引換窓口にご持参ください。

※対象者には後日引換券もしくは申請書を送付します。



引換窓口／市役所長寿はつらつ課

支所及び各出張所・各老人福祉センター

※閉所日・休館日の引換はできませんのでご注意ください。また、午後5時15分以降の引換はできません。

給付金額／70歳になられた方は3,000円分（デポジット500円を含む）のPASMOを年間1枚交付いたします。また、昨年対象の方は、申請により2,000円（チャージ料）を指定口座にお振込みします。

廃止された事業

敬老祝品

70歳以上の方にお配りしておりました「敬老祝品事業」は平成23年度より廃止させていただくこととなりました。

毎年楽しみにしていただいた皆さんには大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

配食サービス

自ら食事づくりが困難な方の自宅に、栄養のバランスのとれた昼食をお届けします。また、配食時に利用者の安否確認を行います。

対象者／65歳以上のひとり暮らし等の方で、食事の支度が困難で、また、他の方から食事の提供を受けられない方

お弁当種類／普通食・きざみ食・おかゆ（配食業者により異なります。）

利用方法／市で契約をした事業者からあらかじめ食券を購入してください。市では1食あたり200円を補助しています。

生活支援員の派遣

日常生活で支援を必要とする65歳以上の方が、自立した生活が送れるよう、ホームヘルパーを派遣します。

対象者／次の①または②の要件に該当する方

①介護保険の要介護・要支援認定で非該当（自立）と判定された方で家事（身体）援助が必要な方

②介護保険の要介護認定を受けている方で、介護保険の適用外のサービスが必要と認められる方

利用者負担／介護保険に準じた額（ただし、生活保護受給者については無料）

安心見守り通報システムの設置

65歳以上のひとり暮らし等の方で、日常生活において不安を感じる方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を有料で設置します。

対象者／慢性疾患が無くても日常生活に不安を感じる65歳以上のひとり暮らし等の方

利用料金／500円／月（ただし、生活保護受給者等については無料）

紙おむつの支給

在宅で寝たきりなどの状態にある方に紙おむつを支給します。

対象者／65歳以上の在宅の方で、寝たきり及び重度の認知症のため、失禁状態にあり、住民税が非課税の方

※生活保護受給者で、紙おむつの支給を受けられている方は、対象外となります。

利用者負担／なし

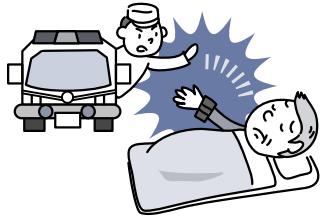
緊急通報システムの設置

65歳以上のひとり暮らし等の方で、慢性的に心臓疾患等をお持ちの方に、緊急時、ボタンを押すことで消防署に通報できる機器を無料で設置します。

対象者／心臓疾患や

脳疾患等の慢性疾患をお持ちの65歳以上のひとり暮らし等の方

利用料／無料



ねたきり老人等手当の支給

病気等により6ヶ月以上寝たきりや、重度の認知症の状態にある在宅の高齢者に、「ねたきり老人等手当」を支給します。

対象者／65歳以上の方で病気等により6ヶ月以上

寝たきりや、重度の認知症の状態にある方

※介護保険施設、養護老人ホームなど施設入所している方は対象外となります。

支給額／1ヶ月あたり1万円（年3回　8月・12月・4月に支給します。）

寝具乾燥車の派遣

寝たきりなど身体上の理由で寝具類を干すのが困難な高齢者の方に月2回、寝具類乾燥車を派遣します。

対象者／65歳以上の在宅の方で、身体の障がいなどがあり、また、介護や手助けを受けられない状況の方で、住民税が非課税の方

利用者負担／なし

訪問理美容サービス

寝たきりまたはそれに準じた状態の方に、市が委託した理髪師または美容師を派遣します。

対象者／65歳以上の在宅の方で身体機能の低下や病気等により理容店や美容室等に出向くことが困難な方

利用限度／年6回（ただし、支給が決定された時期で異なります。）

費用負担／市が理美容師の出張料金（2,000円）を負担し、カット料金等については利用者の負担となります。

※その他の事業につきましては後日 65歳以上の方に「高齢者福祉サービスのご案内」を郵送いたします。